

## 第1回下関市住民自治によるまちづくり推進計画検討委員会（議事録要旨）

### 委員会の目的

下関市の住民自治によるまちづくりの推進を目的に、第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画策定に関する事項について、まちづくりの主体である市民代表者からの意見聴取を行うための場として開催するもの。

- ◎日 時 令和元年8月23日（金）13：30～15：30
- ◎場 所 下関市役所新館5階506会議室
- ◎出席団体 下関市のコミュニティ・スクール関連団体、下関市防災士連絡会、下関市保健推進協議会、下関市子ども会連合会、下関市社会福祉協議会、下関市連合自治会、公立大学法人下関市立大学、下関市連合婦人会
- ◎市出席者 市民部長、市民部理事  
まちづくり政策課課長、同課長補佐、同主査、同主任、同主任主事
- ◎傍聴者 1名
- ◎次第
- 1 開会
  - 2 市民部長あいさつ
  - 3 委員会委員紹介
  - 4 委員長、副委員長の指名
  - 5 議事
    - (1) 委員会の運営
    - (2) 推進計画策定のスケジュール
    - (3) 第2次住民自治によるまちづくり推進計画の策定方針
    - (4) 第2次住民自治によるまちづくり推進計画骨格（案）
  - 6 その他
  - 7 閉会

### 1 開会

議事録作成の上では省略

### 2 市民部長あいさつ

本市では、平成27年1月に「下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」及び「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定し、「住民自治に

よるまちづくり」を総合的に推進するため、市内各地のまちづくり協議会の設立をはじめ、市民と地域と行政がお互いの役割と立場を尊重するまちづくりを推進してまいりました。

その主な成果として、平成28年度には、市内全17地区においてまちづくり協議会が設立され、地域の力を生かし、地域活性化に向けた取組が行われています。

この度、第1次計画の策定から5年が経過し、平成27年度から令和元年度までの5年間の取組による成果や課題を踏まえ、「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定することといたしました。厳しい財政状況に加え、市民ニーズの多様化が進む中、市民と行政がまちづくりのパートナーとなり、地域を活性化する仕組みづくりがますます重要となっています。

今後、より多くの市民の皆さんが地域のまちづくりに関わり、力を発揮していただくことができる仕組みづくりを進めるため、この委員会では、普段から、幅広く、積極的にまちづくりに携わっておられる委員の皆様方にお集まりいただきました。

第2次推進計画をより良いものとしていけるよう、委員の皆様方には、忌憚のないご意見をお願いします。

### **3 委員会委員紹介**

議事録作成の上では省略

### **4 委員長、副委員長の指名**

市民部長により、委員長に公立大学法人下関市立大学からの委員、副委員長に下関市連合自治会からの委員を指名

### **5 議事**

#### **(1) 委員会の運営**

事務局：資料1-①、資料1-②により説明

委員会は、原則公開。委員会の記録については、録音、写真により行い、発言者の記名はせずに（委員長は、委員長と記す）、発言要旨を記し、後日、下関市ホームページで公表する。

・・・質疑等なし・・・

#### **(2) 推進計画策定のスケジュール**

事務局：資料2により説明

本日ご説明する骨格案に肉付けしたものを、次回の委員会において素案としてお示しし、ご意見をいただく。委員会でのご意見を反映させた素案については、10月開催予定のまちづくり協議会ネットワーク会議において示し、協議会からのご意見をいただく。パブリックコメントについては、最新のスケジュールでは、11月上旬から12月上旬の実施予定。12月議会に進捗状況を報告し、議会報告後に第3回委員会を開催。令和2年1月に計画の最終案を作成し、最終案を第4回委員会において固める。2月に第2次推進計画策定。3月に議会報告という予定。

・・・質問等・・・

委員：第3回委員会については、議会報告後、議会の意見をいただいた後の開催ということで良いか。

事務局：はい。

委員：当委員会とまちづくり協議会の会議、例えばネットワーク会議との位置関係は？この会では、協議会側の動きは意識せずに、計画の検討を進めれば良いのか。

事務局：もちろんまちづくり協議会の活動を念頭において今後5年間の方向性についてご検討いただきたいが、この会は、あくまでも各種団体からのご意見をいただきながら、計画を検討する目的で設置されたもの。まちづくり協議会の関係会議とは別物と考えていただいて良い。

委員：今回策定する計画をベースに、各地区まちづくり協議会が、それぞれの活動を進めるという解釈で良いか。

事務局：はい。

### (3) 第2次住民自治によるまちづくり推進計画の策定方針

事務局：資料3により説明

策定方針については、平成31年2月に作成。平成27年1月に「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定し、具体的な取組を進めてきた「住民自治によるまちづくり」について、この度、平成27年度から令和元年度までの5年間の取組による成果や課題を踏まえ、本施策をさらに効率的・効果的に推進するために、「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定しようというもの。

計画の位置づけについては、「第2次下関市総合計画」を上位計画とし、それに基づいた分野別計画として位置づける。また、各施策については「下関市における地域内分権の推進方向」の考えを踏まえて制定された「下関市住民自治に

よるまちづくりの推進に関する条例」を根拠として取り組む。また、施策の推進にあたっては、関連する分野別計画との整合性を図る。

策定作業については、先ほど資料1、資料2でご説明した通り。

策定スケジュールについてだが、ここに掲載しているのは、あくまでも平成31年2月時点のもの。最新スケジュールは、先ほど資料2で申し上げた通り。

・・・質問等・・・

委員長：第2次計画については、計画自体は第1次計画を引き継いで、その改善のために策定するもので、行政側の制度方針を定めるもの。その方針として、まちづくり協議会の実施する様々な活動が、より実施しやすいように改善を図りたい。そして計画である以上は、その上位計画である下関市総合計画、その他の関連計画との連動も図りたい。という解釈で進めたい。ほかにご意見は。

委員：子どもの学びに関わる活動をしているという観点から言わせてもらおうと、2020年度から学習指導要領が変わる。教育課程の理念に「社会に開かれた教育課程」という言葉が盛り込まれ、社会と共に子ども達を育てようという方向に向いている。今回のような会で議論をする際に、「住民自治によるまちづくり」と、教育分野で進めようとしている「学校を中心とした地域づくり」という考え方が、どのように関わっていくべきなのか。この委員会にも教育委員会の方を入れて、両者の具体的な連携について議論してもいいのではないかと感じた。

委員長：第2次計画と、教育委員会が実施しているコミュニティ・スクール関連の動きを連動させるほうが良いということか。

委員：両輪では行っているのだが、まちづくりの活動の中でも、教育委員会のコミュニティ・スクールの動きの中でも「地域で子どもを育てよう」と言っている。それらを別々ではなく、一緒にできないものかということ。

委員：ただ、まちづくり関係にしても学校関係にしても、すでに現時点で、ほとんど自治会が実施している。それらを「すべて統一してから」と言っているのは、規模が大きくなりすぎて実効性が損なわれるという面もあるのでは。行政としては、すべての計画をまとめるというのが理想だろうが、実際に動いている団体、例えば自治会などは活動が立ち行かなくなってパンクしてしまう。他にも防災関係など考慮しなければならないことは沢山ある。そのあたりはある程度は割り切って、「この会ではまちづくりについて議論する」と絞って考えないと、いざ現場に降りてきた時に、対応できないと思う。

委員長：それぞれの関連計画を計画策定の段階で同時進行させるべきというご意見と、まずはまちづくり協議会に特化した形での議論を行わなければ、現実的に適用できないというご意見。どちらの意見もうなずける。そのあたりをどのように整理するか。

委員：ある程度は連携しながら進めるべき。当然に、学校とまちづくりは切っても切り離せないと思う。私の地区でも、学校と地域の関係は非常に密接であるし、そうしているつもり。

委員：もちろんそれを否定するものではないし、現在も連携しながら活動している。ただ、今回の計画を策定する際に、すべての分野について盛り込む必要はないのではないかということ。実際、コミュニティ・スクールもまちづくり協議会の一員であり、現在も、学校と相談しながら活動を進めている。計画の中にすべてを入れなくとも、当然に、各地区が地区に合った形で取り入れていくべきものなのではないか。

委員長：確認事項だが、教育委員会のコミュニティ・スクール関連の計画については、別建てで存在していて、別の制度として議論されているということで良いか。

事務局：はい。

委員長：一方で、こちらの委員会では、基本的にまちづくり協議会の活動を前提に、今後の計画を策定していく。あくまでも、主体はまちづくり協議会であり、それを前提に、より良い計画を作っていくということであり、その上で、もちろん個別の協議会がこの計画を受けて、例えばコミュニティ・スクールの取組と整合した活動をするなどということは、ある程度現場にお任せする、ということと理解している。また、計画そのものとしては、別の計画との連動は、実質的には困難ということですね。

委員：委員長のまとめられた理解で良いと思う。これから計画を策定するうえで、この場にいらっしゃる委員の皆さんは、例えばコミュニティ・スクール関係の委員として、あるいは福祉関係の委員として、それぞれの視点からそれぞれの意見を述べるということが良いのではないか。

委員長：そのような形でよろしいか。では、この議事については以上とさせていただきます。

#### (4) 第2次住民自治によるまちづくり推進計画骨格（案）

事務局：資料4により説明

本日はまず、骨格にあたる部分について説明させていただく。次回までに素案をお示しするので、2回目の委員会で具体的なお意見をいただきたい。

席上に、「推進計画骨格（案）に対する意見記入用紙」を配付した。本日の議事

を所属団体に持ち帰っていただいて、そこで出たご意見も、後日ご提出いただければ幸い。

先ほどから様々なご意見をいただいているが、どれも現在のまちづくり協議会を象徴している。地域に多数の団体が乱立しており、それぞれの組織が複雑に絡み合っているような状態の中、まちづくり協議会が設立された。委員の方々には、それぞれのお立場からそれぞれのご意見をいただいて、この場に提示してもらいたい。また、所属団体が「どのような形でまちづくり協議会に参加できるのか」、反対に「まちづくり協議会という仕組みをどのように活用したいか」というご意見を是非いただきたい。各団体間の連携が、第2次計画では非常に大きな課題になると考えている。

では、具体的な説明に入る。

骨格案については、資料4のとおり①から⑥までで構成されている。本編では、第1章から第6章という構成になると思う。

まず第1章で策定趣旨と基本的な考え方、第2章で基本方針、第3章で第1次計画の取組とその評価、第4章で第2次計画の基本施策、第5章で第2次計画での具体的な取組、第6章で計画の進行管理について示す骨格案となっている。第1章について、第1次計画では、まちづくり協議会の仕組みや必要性について示していたが、今回は、住民自治によるまちづくりの確立とまちづくり協議会の発展を趣旨とする。位置付けは、第2次総合計画に基づく分野別の計画の一つとする。計画期間は、令和2年度からの5年間と明記。

第2章の基本方針については、原則、第1次計画の方針を踏襲する。具体的には、資料6のP.2、3に記載がある。まず、基本理念を示し、2番目に住民主体のまちづくりの必要性について述べる。ただ、まちづくりの必要性の後半部分に、「行政経営体」「行政管理体」「補完性の原理」等の専門的な用語が使用されているので、用語の使い方も含め、協議会の皆さんにも分かりやすいような表現を検討したい。最後に市民参加の促進で、まちづくり協議会活動への市民の参加促進とまちづくり協議会の必要性を認識していただくための方針を示し、以上の3つを基本方針とする。

第3章では、第1次計画の取組とそれに対する評価を示す。構成は、第1次計画に沿ったものになっている。

まず、1つ目のまちづくり協議会設立の促進について。

成果については、市内全地区でまちづくり協議会が設立し、市民に「住民自治によるまちづくり」の必要性について一定の認知を得られた。地区ごとのまちづくり計画の策定についても、ようやく各地区で策定作業が始まっている。現時点では、4つの協議会が策定した。

一方、課題としては、市民へのまちづくり協議会の必要性についての意識の

高まり、浸透が不十分であるということで、「市民意識の高揚」を挙げた。また、組織が大きくなり、活動状況、地域の優先的な課題を市側も把握できていないという点で、「各地区の活動状況・課題の把握」とした。「まちづくり計画の策定・見直し」については、成果にも挙げたが、全協議会での策定を目指すということと、策定済みの計画についても、随時見直しが必要だろうということで課題にも挙げている。

2つ目は、まちづくり協議会への支援体制整備について。

(1) 地域サポート職員制度の成果としては、「制度創設と全協議会への配備」。課題として、「適正な職員配備の検討」も含めた継続的支援を挙げた。

(2) 活動拠点について、成果として挙げるのは、「全協議会への独立した事務所の整備」。課題とした「移転も視野に入れた事務所整備の検討」だが、現在、多くの事務所が、公民館のロビーの一角を間仕切りした場所や、公共施設の倉庫を借りている状態であり、快適な環境にあるとは言い難い。充実した活動のためには、拠点整備の再検討が必要と考えている。

(3) 財政支援については、補助金から交付金へと協議会が活用しやすいよう制度変更したことを成果として挙げる。課題としては、制度設立以降、交付金の増減等の紆余曲折があったため、「安定的・継続的な財政支援の検討」を挙げる。また、税金ということもあり、現在、交付金使途について様々な制限がある状況だが、協議会の活動の幅を広げるためには、ある程度は自主的に使ってもらふ事も必要。そこで、「交付金使途に関する検討」についても課題とした。

(4) 人材育成の成果の一つとして挙げたのは、「外部人材登録制度の創設と発展的解消」について。協議会からの「こういった講演会を開催したい」等の要望を受けて、交付金とは別に市が確保した予算の中から講師を派遣するという制度を創設した。当初はかなりの需要があったが、平成30年度の申請は0件。理由としては、協議会活動が軌道に乗るにつれ、各協議会が交付金を使って、希望する時期に希望する講師を自由に呼ぶような流れが根付いてきたため。その一方で、人材発掘、人材確保については非常に大きな課題となっている。現在主役を担っている方々の次世代の人材がなかなか育成できていない。また、市職員が自主的にボランティア登録して、職員とボランティアを求める協議会とをつなぐ「ボランティア職員制度」も創設したが、現在は形骸化している。理由としては、協議会とボランティア職員の希望する活動内容が一致せず、運用がうまくいかなかったということ。次第に協議会からの要望があがらなくなった。職員のほうから、自主的に参加したいと思えるような意識改革が必要。

(5) 情報共有・情報発信については、各協議会のホームページの開設が主な成果。現在、14地区で開設中。自主的な情報発信が実施されている。情報掲示板については、市役所4階に設置し、各地区の広報紙や各種チラシを掲示し

ている。課題としては、各地区の意見交換の場の創出等を挙げた。

第4章では、第2次計画の基本施策を示す。第3章で示した課題から、今後の検討課題・将来像を抽出し、それらを実現するための基本施策を「1. まちづくり協議会の活動支援」「2. まちづくり協議会の財政支援」「3. 市民理解・市民参加の促進」の3本柱とした。

第5章では、第4章の3本柱である基本施策についての具体的な取り組みを示す。

1つ目の柱、まちづくり協議会の活動支援では、6つの取り組みを挙げる。

(1) 活動事業に関する支援の中の「地区設定の見直しに関する検討」について。基本的に、まちづくり協議会は1中学校区につき1協議会という定めになっている。ただ、市内17協議会のうち5協議会については、2中学校区につき1協議会となっている。設立当初に市民からの意見聴取を基に収束した地区設定ではあるが、活動を進めていくに当たり、「地域が広すぎる」「文化が違う」「構成団体が多すぎる」といった声が聞かれることが増えてきた。メリット・デメリットを検証し、見直すべきところがあれば地区設定の見直しも視野に入れる。

また、組織を運営していくためには、活動の充実だけでなく、事務局の能力向上が必須。そこで、(2) 運営事業に関する支援で、事務局・事務局員の能力向上のためのサポートについて示す。サポート職員制度の見直しについては、設立当初は「協議会と市の連絡調整」がその役割の大半を占めていたが、近年は、求められる役割が変化してきていると感じている。

(3) 拠点施設の環境整備について。事務所の現状については先ほど述べたとおり、とても充実した環境とは言いがたく、また、地区の拠点として、地域住民が気軽に立ち寄れたり、集まって話し合いをする場としては程遠い。第2次計画では、ぜひとも環境整備に取り組めればと考えている。

(4) 人材発掘・人材支援では、地域の担い手育成の場作り等への支援などを具体的取り組みとして挙げる。

(5) まちづくり計画の推進については、ようやく計画策定が進みだした状況なので、第2次計画中に、全協議会での策定を目指す。また、策定済みの計画に対する見直しも必要。

(6) 情報収集・発信機能充実では、協議会相互の情報共有の仕組みづくり等に対する支援を検討する。

2つ目の柱、まちづくり協議会の財政支援では、2つの取り組みを挙げた。

(1) まちづくり交付金の効果的活用について。交付金の用途については、今後、どこまで協議会の自主性を重んじる制度運営をしていくかという点が大きな課題となってくると思われる。

(2) 自主財源の確保・推進について。今のところ、各協議会とも自主財源といえるものは持っていない状況。税金の問題など、解決すべき課題もあるが、今後協議会の活動が更に広がってくれば、自主財源確保についても視野に入れる必要がある。

3つ目の柱、市民理解・市民参加の促進で挙げる取り組みは2つ。

(1) 各種団体との連携強化については、先ほどから何度か議論にも挙がっているが、具体的にどのような仕組みづくりをすれば実現可能なのか模索しているところ。ぜひとも委員の方々のご意見をいただきたい。

(2) 市民への情報発信については、現在、市のホームページから各協議会のページへリンクするような形にはなっているが、なかなかその先へ進んでいかない。SNS等を活用し、積極的に情報発信ができるように取り組んでいきたい。最後に第6章で、計画の進行管理について触れる。策定した計画については、無理のない範囲で、随時進行管理をしていく。

第2次計画の骨格案についての説明は、以上です。

・・・質問等・・・

委員長：本日の会議において、重要な部分となる議事なので、是非委員の方々のご意見をいただきたい。

委員：17地区のまちづくり協議会の現状はどうなっているのか。例えば、概ね全部がうまくいっているとか、いくつかの地区は行き詰っているとか。

事務局：地区によって様々。

委員：順調にっていない地区もあるということか。

事務局：部会や運営委員会の開催もままならないという地区もある。旧市内など、自治会活動が困難になり、本来ならばまちづくり協議会という仕組みを早く確立させて、地域コミュニティを復活させるべき地区ほど、そのような傾向にある。反対に、自治会活動が充実しており、まちづくり協議会の必要性が一見感じられないような地区では、協議会の活動も盛んな傾向にある。何をもって上手く行っているかという問題もあるが。

委員：何かぎくしゃくしているような印象はある。

行政が積極的に関わるものでもないのだろうが、運営委員会等にはせめて支所長には出席してほしい。地元のトップともいえる人が、いざご意見を賜りたいという時にそばにいないというのはいかがなものか。何か住民自治というのを逆手にとって、自分たちには関係がないと言っているような感じさえる。

委員：私たちの地区は要望すれば出てくれる。

委員：それが当たり前だと思う。

また、連合自治会長が、まちづくり協議会の部会長など重い役を重複して担っている現状も仕組みとしてどうかと思う。自治会と協議会がぎくしゃくする原因でもあるのでは。

委員：吉母は吉見地区に属しているが、地域性が違うということで部会という形をとっている。「また自分たちに仕事を押し付けられた」という声が出るので、この部会では自治会長はほとんど会員になっていない。私自身は自治会長もしているが自治会長の会議で「今度こういうことをまちづくり協議会でやるから協力してほしい」と周知するだけ。そうしているとじわりと協力者が出てくる。そういう方法もあると思う。

委員：まちづくり協議会の中でも求心力のある方はそういったこともできると思う。ただ、連合会長をまちづくり協議会の役員に置くと、結局「連合会長がいるんだから、全部頼めばいいんじゃないか」という話になりがち。そのことに対して議論しようという雰囲気にはまでならない。

委員：最初はそうだった。なかなか上手くいかなかったので、結局部会という形に収まった。初めはその地域の住民ですべてしないといけないので反発もあったが、活動を続けるうちに手伝ってくれる人が増えてくる。そういうメリットはあったと感じている。

委員：果たして、すべてにおいて自治会とまちづくり協議会の両輪でやって行くのが良いのかどうか。協議会によっては、「交付金だけ配分して下さい。後は自治会の地域で好きなようにやります」という話もあると聞く。やはり問題があるのではないかと思う。

委員：地域で会議をする場合、それがまちづくりに関するものでも福祉に関するものでも、いつも同じメンバーがいつも集まるという印象。そうするとその中の誰かがまた新しい役を担わなければならなくなる。会議によって、異なるメンバーで構成されるべきなのでは。

委員：ただ、現実問題として、小さな所ほど全てが同じメンバーになるのは、ある程度はやむを得ない。そこをうまく回す方法を考えていかないと。

委員：今後の課題となっている人材育成という部分にも関わってくると思うが、会議のメンバーが固定されている状況を今後も続けて行くと、やはりその先が続かない。

委員：いつも同じ顔ぶれであるということは問題だが、それだけしっかりした人材、どうしてもこの人を呼びたいと思われるような人材が、その地区に沢山おられるのは、それはそれでいいこと。実際そういう人をかき集めないで運営がなかなか難しいだろうとも思う。

委員長：今のお話は、第1次計画の反省点と第2次計画の具体的取り組みに上がっている、既存の組織体制のあり方について、そして担い手育成に早期から取り

組んでいかなければ、次世代へのバトンの受け渡しがうまく行かないという懸念についての意見。とはいえ、市からそれを「こうしてください」と指示するやり方はお門違いな面もある。

委員：他県によっては、まちづくりを公民館単位でやっているところもある。中学校単位より公民館単位の方が良いのではという感じもするが。

委員：公民館単位となると小学校単位に近くなるが、連合自治会の単位に戻るということか。

委員：そうではなく、まちづくりの組織を公民館単位としているところが実際にあるということ。視察に行ったことがあるが、うまく機能しているという印象だった。

委員：今の公民館単位という話だが、基本的には中学校単位と公民館単位は同一。実際には一致していないところもあるが。

委員：東部5地区を例にとると、例えば、中学校単位としては小月、清末、王司地域が東部中学校区で1つ。公民館単位となると、小月公民館、清末公民館、王司公民館の3つになる。今後計画を検討していく中で、やはり地区設定についての見直しは必要になるのではないかと思うがどうか。

委員：今ある17地区の中で、それぞれの地区がどうやって部会を分けるか考えるのも一つの方法。

委員長：今の議論は、地区設定の見直しについて。基本的には、より実質的に機能させたいと思えば小さく割った方が良いというのが皆さんの総意。その方法として、現実的にまちづくり協議会の地区設定自体を見直したほうがいいのか、それとも内部を部会で割る仕組みにするのかというところ。

委員：まちづくり協議会自体の規模を小さくすると、またそこに一つずつ事務局を置く必要がある。そうすると運営費に活動費がひっ迫される。その点をその地域がどう考えるか。

委員長：あと、自主財源問題にも影響がでてくる。

委員：骨格案の説明の中で、協議会の事務局に一般市民が話しにも行かないということを書いていたが、実際は座る椅子もないような状況。

委員：しかし、地区設定を見直すとなると、事務に関する経費や家賃のことも考えなければならない。

委員：活動のことだけを考えれば、地区設定の見直しも良いと思う。しかし、交付金のうち半分程度が事務局経費に取られて、その分活動費は削られる。今後、交付金が増えるということはおそらくない。そう考えると、今度の5カ年の計画というものはみんなが動きやすくなるような、どうやったら実際に活動できるかということを重視したものにした方が良いと思う。もちろん、将来的には自主財源のことについても考えないといけないということは分かっているが。

特に、人材育成に力を入れた方がいいと思う。それと、市の職員も一人の住民。市の職員がそこへ入るような施策にするという方法など、そういう形で人材育成したほうがいい。

委員長：今回の計画の目標の一つのポイントとして、立ち行かなくなっているとまではいかないけれども、まだ機能が十分でないところへの支援に重点をおいて検討を進める、という点がある。他にご意見があれば。

委員：第1次計画の評価の中に、これまでの交付金の推移を資料として入れて欲しい。第2次計画では、ここの部分はキープしていきたいというのを明確に示していただいて、そのためにはどのような取組が必要か、という議論していきたい。あと、協議会のホームページが色々立ち上がっているということだが、例えば、市のホームページにまちづくり関連のページがあって、そこからリンクするというような状況になっているのか。

事務局：なっている。これについての資料も後日配付する。「市民の方へ」というところから入るようになっているが、該当ページにたどり着くのはなかなか難しい。それも含めて、市が工夫しながら、分かりやすい情報発信をしていかなければならないと考えている。

委員：資料4の中の「⑤2. まちづくり協議会の財政支援」について。活動評価制度という言葉があるが、これは協議会の活動内容によって、交付金額を増したり減額したりということを指しているのか。

事務局：これについては、市が協議会の活動内容を評価するものではなく、協議会の内部で、自分たちの活動を振り返ってもらうことも必要なのではないかという意図。分かりやすい表現になるよう努める。

委員：参考資料としていただいたアンケートについて。これは、今度の計画の中に組み込まれてくるのか。

事務局：アンケートについては、現在、回答を全協議会に依頼している。実は同様のアンケートを平成29年の同時期に実施している。今回の集計結果とあわせて、回答の推移を次回の委員会開催前にお送りするので、計画の検討に活用していただきたい。

委員：完成した推進計画の中に、これらの集計結果が資料として載るのか。

事務局：予定では、計画の本編ではなく資料編ということで掲載しようと思っているが、いかがか。

委員：ぜひ掲載して欲しい。アンケートに協力したはいいが、結果がこちらにフィードバックされないことが多いので。

事務局：掲載の方向で検討する。

委員：イメージとしては、資料4の骨格案が、次回までに資料6の第1次推進計画のような形になって、我々に提示されるということか。そのうえで、それを

基に議論を進めるということで良いか。

事務局：はい。素案と先ほどのアンケートの集計結果、交付金の推移などの資料を、併せて事前送付する。

委員：市の財政が大変厳しい状況だというのは承知しているが、設立当初から、現在までの補助金、交付金の交付状況は？

事務局：予算額は28年度当初から順に、おおよそ5100万円、1億円、5100万円、5100万円と推移している。

委員：事業内容、地区の人口によって交付額が変わってくるのか。また、協議会からの申請を審査することによって決定しているのか。

事務局：基本的に、均等割額180万円と1世帯につき125円という世帯割等を合算して算定している。事務に関する経費は人口にかかわらずある程度決まっているが、事務局経費も含めた交付金総額の中から活動費を捻出している。

委員：当面は、この交付金額は維持されると考えて良いか。

事務局：はい。

委員長：「予算の安定化」に関する質問だが、前提として、協議会自体が私的に営利活動をして自主財源を確保することは妨げるものではないけれども、実質的には交付金のみで運営している状況ということですね。

委員：自主財源を確保しようとする、税金がかかってきて大変。

委員長：減免等、そのあたりを優遇してもらおうという制度はないのか。

事務局：ありません。

委員長：今回の計画で「予算の安定化」について考える際、現状、協議会には自主財源というものはなく、すべて市からの交付金で成り立っている、ということが大前提になる。ちなみに協議会が、独自に会費を徴収することはできるのか。

事務局：はい。

委員：ただ、自治会費の徴収も難しい現状。他の団体からの補助金を利用する等いろいろ考えながらやらないと。

委員長：そうなってくると、職員によるサポートというものが重要になってくるかもしれない。補助金を申請する際の手続き作成等も、協議会の方にとっては手間だろう。

では、議事についてはここでいったん終わらせてもらう。

事務局のほうから、なにかありますか。

## 6 その他

事務局：本日の議事について、追加でご意見がありましたら、9月30日までに

「意見記入用紙」を提出していただきたい。次回、第2回目の開催については、10月10日（木）に開催予定。時間、会場など詳細については、あらためて案内させていただくので、ぜひご出席をお願いします。

## 7 閉会